

第 93 号議案

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部改正について

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

個人設置型浄化槽との公平性を確保するため、浄化槽整備推進事業施設の使用料を見直したいので、この案を提出するものである。



豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「次条の算定方法により決定し、口座振替又は現金納付」を「納入通知書又は口座振替」に改める。

第 6 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

使用料の額は、1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	使用料
5 人槽	4,100 円
6 人槽	4,250 円
7 人槽	4,960 円
8 人槽	5,400 円
10 人槽	6,180 円
21 人槽	10,690 円
25 人槽	11,650 円
5 人槽性能評価型	3,940 円

第 6 条第 3 項中「算定において」を「額に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

